

奥州市上下水道事業告示第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに奥州市に意見書を提出することができる。

令和5年2月3日

奥州市長 倉成 淳

1 事業計画の名称

北上川上流流域関連奥州市公共下水道事業計画

2 予定処理区域

別紙図面のとおり

3 事業施行期間

自 昭和62年1月6日

至 令和10年3月31日（変更後）

平成35年3月31日（変更前）

4 事業計画の案の縦覧場所

奥州市江刺大通り1番8号

奥州市上下水道部下水道課

5 縦覧期間

自 令和5年2月6日

至 令和5年2月20日

備考 「別紙図面」は省略し、事業計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。